

国土審議会第8回豪雪地帯対策分科会

平成27年11月13日（金）

【西村分科会長】 お待たせしました。定刻になりましたので、始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

国土審議会豪雪地帯対策分科会の委員及び特別委員総数16名のうち、遅れてご出席いただける委員も含めまして、定足数である半数以上のご出席をいただいておりますので、ただいまから国土審議会第8回豪雪地帯対策分科会を開催いたします。

では、会議の冒頭につき、本日の会議の公開と国土審議会に関する手続について申し述べます。国土審議会運営規則第5条第1項の規定により、会議は原則として公開することとされておりまして、同運営規則第7条第5項の規定により、分科会にも準用することとなっております。従いまして、本日の分科会でも会議・議事録ともに原則公開することとしておりますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

それでは、委員等の紹介につきまして、事務局よりお願いいたします。

【織田村地方振興課長】 当分科会の事務局を担当しております、国土交通省国土政策局地方振興課長の織田村でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ご出席の委員の皆さんをご紹介します。まず、今、ご発言をいただきました、分科会長の西村幸夫委員でございます。

【西村分科会長】 よろしく申し上げます。

【織田村地方振興課長】 続きまして、衆議院からご指名をいただいた委員といたしまして、務台俊介特別委員でございます。

【務台委員】 よろしく申し上げます。

【織田村地方振興課長】 村岡敏英特別委員でございます。

【村岡委員】 よろしく申し上げます。

【織田村地方振興課長】 地方公共団体からの委員として、泉田裕彦特別委員でございます。

【泉田委員】 よろしく申し上げます。

【織田村地方振興課長】 山尾順紀特別委員でございます。

【山尾委員】 よろしく申し上げます。

【織田村地方振興課長】 学識経験者の委員として、五十嵐由利子特別委員でございます。

【五十嵐委員】 五十嵐でございます。よろしくお願いいたします。

【織田村地方振興課長】 月舘敏栄特別委員でございます。

【月舘委員】 よろしくお願ひします。

【織田村地方振興課長】 福原輝幸特別委員でございます。

【福原委員】 福原です。よろしくお願いいたします。

【織田村地方振興課長】 南正昭特別委員でございます。

【南委員】 南です。よろしくお願ひします。

【織田村地方振興課長】 宮原育子特別委員でございます。

【宮原委員】 宮原です。どうぞよろしくお願ひいたします。

【織田村地方振興課長】 また、今津寛特別委員、寺田学特別委員、愛知治郎特別委員、岡田直樹特別委員、小見山幸治特別委員、高橋幹夫特別委員につきましては、ご都合により欠席とのご連絡をいただいております。

以上、当分科会の委員及び特別委員の皆様をご紹介いたしました。次に、国土交通省からの出席者でございますが、津島国土交通大臣政務官でございます。

【津島国土交通大臣政務官】 よろしくお願ひいたします。

【織田村地方振興課長】 本東国土政策局長でございます。

【本東国土政策局長】 どうぞよろしくお願ひいたします。

【織田村地方振興課長】 北本大臣官房審議官でございます。

【北本官房審議官】 よろしくお願ひいたします。

【織田村地方振興課長】 舘大臣官房審議官でございます。

【舘官房審議官】 よろしくお願ひいたします。

【織田村地方振興課長】 本日、姫野国土政策局総務課長は欠席をさせていただいております。そのほか、本分科会の幹事である関係省庁からも、ご出席をいただいております。

以上でございます。

【西村分科会長】 ありがとうございます。本日は、津島政務官が出席しておられますので、ご挨拶を頂戴したいと思います。

津島政務官、お願ひいたします。

【津島国土交通大臣政務官】 皆様、こんにちは。開会に当たりまして、到着少々遅れ

ましてご迷惑をおかけしました。お詫び申し上げます。ただいまご紹介賜りました、このたびの内閣改造で大臣政務官を拝命いたしました津島淳と申します。これを機に、またよろしくご指導のほどお願い申し上げます。

国会議員、知事、そして市長、有識者の皆様におかれましては、ご多忙の中、本分科会に出席いただきまして、まことにありがとうございます。感謝申し上げます。また、日頃豪雪地帯対策並びに国土交通行政全般にわたりまして、格別なるご指導をいただいておりますことにも、改めて感謝申し上げます。

暦の上では立冬を過ぎまして、各地の豪雪地帯では除雪隊の出動式など行われて、いよいよ冬到来という状況でございます。昨冬のことを思い出しますと、各地で降り出しが、まず早かった。私も忘れもしませんが、何せ選挙の告示日だったということで、12月の初めから一気に降りまして、それまでの雪のない景色から真っ白な白銀の世界に12月に一気に変わってしまったと、そういう状況を思い出しております。加えて、本来豪雪地帯のみならず、四国という普段は雪が降らない地域でも積雪があり、また、それによる交通障害で大きな被害が生じたということも記憶に新しいところでございます。

私の地元は青森市でございますが、大体平均で1mから1m40cmの積雪があり、なおかつ1シーズンで降る雪の累積というのは9mや10mと。これを正確にアナウンスしないと、青森市の人はいつも10mの雪に囲まれているという誤解を与えるので、言葉の使い方に気をつけておりますが、そういう地域にありますので、私は雪の大変さというものはよく知っております。だからこそその雪対策の必要性、ましてや、この3年間で除雪・排雪で命を落とされるという、特に高齢の方が非常に多いという、この現実ですね。これはとりもなおさず、豪雪地帯が、人口減少、また高齢化という問題に直面をしている地域でもあるということを、如実に示しているんだと思っております。

また、空家の除排雪等、そういった課題もあるということも踏まえまして、24年3月、豪雪法が改正されました。そして改正に当たっての附帯決議にある、3年後を目途とした検討という、そういう時期に当たっております。そこで今回、実施状況等のフォローアップについてご報告をさせていただくということになります。限られた時間の中で、この検証という取りまとめについて皆様のご尽力をいただけますよう心よりお願い申し上げますとともに、積極的なご意見を賜りますよう、この場をお借りしまして皆様をお願いを申し上げます。

本日のご出席、ありがとうございます。今後とも引き続き全省を挙げて、豪雪法、また

基本計画に基づいて豪雪地帯対策をしっかりと取り組んでいくことをお誓い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

【西村分科会長】 どうもありがとうございました。なお、津島政務官におかれましては、公務の都合でこれにてご退席されるということでもありますので、ご了承いただきたいと思えます。

【津島国土交通大臣政務官】 では、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

【織田村地方振興課長】 ここで、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思えます。皆様のお手元に、議事次第、座席表のほか、本体の資料が1から3、あと参考資料が1から3ということで配付をされていると思えます。以上の資料につきまして、不備がございましたらお知らせくださいますようお願いいたします。よろしいでしょうか。

また、ご発言ですけれども、お席の前にございますマイクのスイッチをオンにさせていただいて、ご発言の終了後にはオフにさせていただくということをお願いしたいと思えます。よろしく願いいたします。

【西村分科会長】 ありがとうございます。それでは本日の議題1番目、「豪雪地帯対策における施策の実施状況等フォローアップ」に入らせていただきます。事務局からのご説明をよろしく願いします。

【織田村地方振興課長】 改めまして、国土交通省地方振興課長の織田村でございます。よろしく願いいたします。それでは私のほうから、お手元の資料1と2を使いまして説明をさせていただきたいと思えます。少し長い説明になりますが、お付き合いいただきたいと思えます。

まず、資料1でございます。豪雪地帯対策における施策の実施状況等フォローアップということで、ご覧いただきたいと思えます。

1枚めくりまして2ページ目でございますが、このご報告の内容、目次構成でございますが、最初に豪雪地帯対策の概要、次に豪雪地帯の現状、これらの説明に続きまして、3番の施策の実施状況等フォローアップにつきましては、平成24年に策定された基本計画の中で追加された事項を中心にご説明をさせていただきまして、最後に今後の方向性について説明をしたいと思っております。

めくっていただきまして4ページ目から、豪雪地帯対策の概要でございます。

5ページでございますが、平成24年3月に豪雪地帯対策特別措置法の一部が改正をさ

れまして、12月に豪雪地帯対策基本計画の変更が行われてございます。「③施策の効果検証」につきましては後でご説明させていただきます。

次の6ページでございますが、豪雪法の一部改正につきましては、特別措置の期限延長に合わせまして、「除排雪の体制の整備」、「空家に係る除排雪等の管理の確保」、「雪冷熱エネルギーの活用促進」の配慮規定が追加をされたところでございます。

これらを受けまして、7ページ、豪雪地帯対策基本計画の追加・変更事項といたしまして、法改正で追加されましたこれら3項目への対応と、平成23年、24年の大雪で明らかになった課題へ対処するために、4点目の「集中的降雪時の道路交通の確保」が追加をされまして、この4点について、基本計画の追加・変更をいたしているところでございます。

次のページ、8ページが、フォローアップの体制等が入ってございます。この体制でございますが、法改正時の附帯決議といたしまして、施策の効果について3年後を目途として検証をすることが盛り込まれたということでございまして、これまで3年間、ここに向けて、ずっとこのフォローアップを続けてまいりまして、施策の実施状況のフォローアップのほうを、今後の方向を確認するというので、今回、特にこの追加・変更事項でありました4点を中心に取りまとめをしてご報告をさせていただくと、こういうことでございます。

2点目、9ページ以降、豪雪地帯の現状でございます。

まず10ページ、指定地域でございますが、こちらはちょっと小さい絵で恐縮でございますが、豪雪地帯が薄い青の中に特別豪雪地帯が濃い青で記入をされているところでございます。ご案内のとおり、国土の約半分を占めるということでございます。

次のページ、11ページでございますが、これらの地域におきましては、人口減少、高齢化が全国よりも早く進行しているということでございまして、特に特別豪雪地帯では、高齢化率が既に29%と、非常に顕著な傾向が出ているところでございます。

続きまして12ページ、最近の降積雪の傾向でございますが、平年よりも大雪となった地域をずっと見てまいりますと、平成24年は北日本、平成25年は東北の太平洋側、あとこれは豪雪地帯ではありませんが、関東甲信の一部でかなり大雪があったのが、記憶に新しいところでございます。平成26年度は日本海側の山沿い、あるいは北海道の東部、こういったところでございます。年によって大雪に見舞われる地域が変わってくるという、こういう傾向が見られるところであります。

13ページ、特に最近の問題といたしまして、降雪量と日数、これを過去20年間、これは新潟県内の5観測所のデータでございますが、全体としての一冬の降雪量自体、これは青いグラフでございますが、ご覧のとおり、減少傾向が見られるのでありますが、降雪量50センチ以上という赤いグラフをご覧いただきますと、実は平成26年度が過去20年間で最多の17日ということで、降雪が短期間に集中するという傾向が見られるかと思えます。

続きまして14ページでございます。雪害による人的被害を見ますと、平成17年の大雪でかなり多かったのでございますが、その後、平成22年から急に増えてございまして、24年から26年の3年間でも死亡者数は年平均94名ということで、依然として高い水準にあるということでございます。

15ページは死亡者の内訳をグラフにしておりますが、屋根の雪下ろし等、除雪中の事故が7割以上を占め、うち高齢者が8割と、このようなことになってございまして、高齢者の雪下ろし中の事故というのを、これをどうするかということが、かなり最近で大きな問題と考えております。

16ページでございますが、雪下ろしがなされないために、積雪による空家の倒壊が毎年発生をしております、大半は特別豪雪地帯で発生しております。

17ページ、最近の豪雪の状況でございますが、平成24年度には北海道道東における低気圧の急速な発達による暴風雪、平成25年度は関東甲信越での弾丸低気圧による大雪。

18ページにまいりますと、平成26年度でございますが、北日本から西日本にかけて大雪による立ち往生車両の発生、改正災害対策基本法に基づいて除雪の支障となる車を強制撤去などということがございました。

これが現状でございます。

続きまして3点目としての、施策の実施状況等のフォローアップでございます。表紙をめくりまして20ページ、今回、先ほどもご紹介しましたとおり、法改正後の3年間、主に基本計画の4点の追加事項、右にあります追加事項についてのフォローアップの結果を中心に、ご報告をさせていただきたいと思っております。

21ページからが、まず除排雪体制の整備、雪処理の担い手の確保についてです。22ページから、地域の除排雪の取り組みの支援といたしまして、国の調査として高齢化が進む豪雪地帯において、雪処理の担い手の確保・育成、あるいは地域除排雪体制の構築や安全な屋根雪下ろしの体制づくりなど、地域の実情に応じた先導的で実効性のある取り組み

を国で支援をいたしまして、その整備手法の普及・展開を行っているところです。

その普及・定着に向けまして、活動団体向けに、23ページでございますが、先進的な地域除雪の取り組みの事例、あるいは地域の除雪活動のガイドブック、こういったものを、ホームページも使いまして、作成をして公表しているところでございます。これらは現場で利用しやすいデータ形式でご利用いただけるように、工夫をしているところでございます。

続きまして24ページにつきましては、安全対策の普及・啓発としまして、除雪作業の潜在的な危険性を周知するために、注意喚起用の電子ポスターなど作成をして、現場で効果的に活用・啓発をしていただいております。簡易・廉価な命綱や命綱を取りつけるアンカーの開発・普及をサポートしておりまして、アンカー設置については実用段階まで来ているところで、これはNPO中越防災フロンティアとコメリの共同開発となっております。

25ページは、除排雪を含む地域維持事業の担い手の安定的な確保を図る必要がある場合については、地域維持型契約方式の活用を地方公共団体に要請をしておるところでございます。このご紹介です。

26ページは、今日も知事がお出席でございますが、新潟県の例でございますが、市町村や建設業団体と連携して、雪処理の担い手確保スキームを事前に整備をしていただいております。自ら雪処理が行えず、やむを得ず助けを求めの方を迅速に察知して、必要な人材等を遅滞なく供給する仕組みを設けているところでございます。

このような取り組み状況の中で、地域コミュニティーやボランティアとの共助によって、高齢者世帯等の要支援世帯への支援体制を整備してきておりまして、27ページのデータでございますが、このような体制の整備を行っている市町村は、豪雪地帯で55%、特別豪雪地帯で63%ということで、徐々に増加をしてきているところでございます。ただ、共助除雪を実施している現場からは、運営する人材やリーダーの不足、必要なときにボランティアが集まらないなどの課題が指摘をされているところでございます。

続きまして28ページですが、安全確保の面で命綱の普及に向けた取り組みを実施している市町村、右側ですが、豪雪地帯の11%、特別豪雪地帯でも20%ということでございまして、先ほども報告しましたが、除雪作業中の事故、特に高齢者の事故が依然として多い中で、雪下ろしの安全対策というのをさらに徹底をする効果的な注意喚起が、なお必要になっているかと思っております。

こうした中で、29ページ以降でございますが、各地で先導的・効果的な取り組みが行われるようになってきてございます。29ページの上のほうの2つ、滋賀県高島市、あるいは兵庫県香美町の例でございますが、非豪雪地帯との連携や交流が行われているところでございます。右下の山形県尾花沢市の事例では、防災協力協定をきっかけにして交流が継続をしていると伺っております。右下のほうは、「越後雪かき道場」によります安全管理ができる除雪リーダー養成、あるいは広域ボランティアの育成の紹介でございます。

次のページ、30ページでは、県や自治体レベルの取り組みといたしまして、新潟県除雪ボランティア「スコープ」の広域ボランティアの活用、下のほうへ行きまして、富山県などの一部市町村での「あったか雪募金」、右のほうでは山形県の雪下ろし安全講習会、こういうものがございます。新潟県の魚沼市では、命綱を取りつける金具を設置する工事費用の補助制度がございます。

このように、除雪活動をきっかけとして地域間の交流や地域の活力を生むこととなりまして、地域の防災力が向上するという効果も現れてきているところでございます。

31ページ、今後の方向性でございますが、最近の集中降雪にも対応できるようなことということで、こういった先導的な取り組みを支援して、その普及促進をするということが大事なかなと思います。また、安全確保の面からは、特に高齢者に向けて除雪作業中の危険性の啓発を徹底し、平時からの地域の見守り活動も含め、総合的に安全対策の普及・促進というようなことを、引き続き続けていく必要があるだろうなと思っているところでございます。

次のページから、2点目の、空家に係る除排雪等の管理の確保の施策の実施状況についてでございます。

33ページは、まず市町村に対しまして、家等の除雪・除却等を進めるに当たって参考となるように、内閣府と国土交通省によりまして、空家に係る除雪等の考え方について、基本的な考え方、あるいは除雪、空家の除却、空家が既に倒壊した場合について、それぞれ現行法制度において活用ができる制度がどうなっているのかということ、まとめてご紹介をしているところでございます。

次のページ、34ページでございますが、積雪時の空家倒壊などを未然に防止するためには、平時からの空家の除却・活用が有効なわけでございますが、その支援といたしまして、空き家再生等推進事業における空家の住宅などの除却・活用、あるいは35ページになりますが、過疎地域集落再編整備事業の定住促進空き家活用事業による、過疎地域にお

ける空家の改修などの活用を促進しているところでございます。

36ページでございますが、空家等適正管理条例を制定する市町村は年々増加をしております。平成26年度末時点において全部で170市町村、特別豪雪地帯に限ると約4割を超えているということになってございます。

37ページ、この3年間で、この空家等適正管理条例などに基きまして、公共による空家の除雪は384件、除却は40件実施をされておまして、大半は特別豪雪地帯となっております。

38ページでございます。空家等対策の推進に関する特別措置法でございますが、今年平成27年に全面施行されたことによりまして、倒壊の恐れなどがあるいわゆる特定空家等の所有者に対して、市町村が撤去や修繕を勧告・命令することが可能となっているところでございます。こういった法律の適用の展開も期待をされるところでございます。

この空家の対策につきましても、39ページ以下、既に各地で空家適正管理条例等による先進的・効果的な取り組みが行われてきているところでございます。秋田県の大仙市では、平成24年に全国初の代執行が行われておまして、25年の解体107件中、90件が自主解体となっております。市の積極的な関与によりまして、自主的な解体ということも促す効果が出てきているということでございます。あと新潟県の見附市、下のほうの例でございますが、固定資産税減免による自発的な空家撤去の促進も行われておりますし、秋田県鹿角市におきましては、危険老朽空家の解体・撤去をするための費用の補助、あと右下では、秋田県などでは銀行による低利融資、いわゆる空家解体ローンなどが実施をされているところでございます。

また、40ページでは、山形県の雪対策総合交付金による雪下ろしや除排雪に係る費用補助でございます。この山形県の雪対策総合交付金、下に書いてございますが、空家対策だけではなくて、地域に即した支援策ということで注目される取り組みかなと思ってございます。右側、新潟県の十日町市、空家をお試し移住の受け皿として活用する際、除雪作業を軽減する屋根構造に改修をする。あるいは、下の大館の例ですが、土地・建物の寄附を受けた場合、公園や雪捨て場に活用することを前提に解体費の負担をします。こんな試みも行われているところでございます。

ただ41ページ、少しまとめになります。なお、空家の積雪による倒壊件数は、この3年間で、年間平均120件、なお依然発生をしているというところでございます。今後の方向性としましては、特措法が全面施行されたということもありまして、この特措法に

よる措置の実施をしていくということ、地方公共団体による空家に係る除排雪や地域活性化につながる先進的な取り組み事例、いろいろ行われてきてございますので、これらを普及させることによりまして、空家に起因する雪害の発生を防止するということを引き続き行っていく必要があるかなと思っているところでございます。

続きまして42ページ以降、雪冷熱エネルギーの活用促進でございます。

雪冷熱エネルギーの利用施設につきましては、主にモノを冷やす雪冷蔵、雪室と、空気を冷やす雪冷房の、2タイプに大別されるところでございます。除湿、除じん、作物などの鮮度の保持・糖度増加、石油代替、CO₂の排出抑制などの導入効果がありまして、地産地消の実現、あるいは地域における農業・産業・環境振興へのプラスの効果というものも期待されるところでございます。

こうした中で、次のページ以降でございますが、平成25年度から26年度にかけてまして、雪冷熱エネルギー利用設備の導入に係る支援としまして、再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金の活用が5件、次のページ、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等の活用が3件、このような形で着々と利用が進んでいるところであります。

また、46ページになりますが、グリーンエネルギー・ポータルサイトなど、ホームページや広報によりまして雪冷熱エネルギー施設の実施事例を広報して、普及・啓発を推進しているところです。

47ページ、道路除雪で出る雪を地域の冷熱源として活用することにより、除雪コスト低減と雪冷熱エネルギーの活用を一体的に進める方策を研究・開発をしております。

このような取り組みの中で、48ページでございますが、雪エネルギーを活用した施設は、平成26年度までの累計で155施設と数えられてございまして、建物の用途としては、農産物あるいは農産物加工品の貯蔵に100施設、建物冷房に47施設、このようなものが大半を占めているところでございます。この3年間では19施設が整備をされたということでございまして、雪冷熱施設を活用した農産物あるいは農産物加工品の出荷調整・ブランド化は、豪雪地帯の44市町村、特別豪雪地帯の32市町村で取り組まれているところでございます。

このような先進的な取り組みの幾つかをご紹介したのが49ページ以下でございます。にいがた雪室ブランド事業協同組合による越後雪室屋の共通ブランド名での販売、あるいは雪室食品推進プロジェクトによる雪室食品の商品化の支援、これは上越市の例でございますが、あるいは日本酒を低温貯蔵する貯蔵施設の例、こういったものをご紹介させてい

ただいています。

また、次のページでは、雪冷熱を活用したデータセンター事業、これらについてご紹介をさせていただいてございます。

5 1 ページ、今後の方向性でございますが、豪雪地帯に大量に降る雪の冷熱をエネルギー資源として捉えまして、雪冷熱を活用する技術開発を引き続き支援していくとともに、それらの技術を公共施設に積極的に取り入れる、また、民間施設への導入を支援していくということでございます。また、これまでの各地のさまざまな活用事例や、その効果・魅力などを、ホームページや広報を通じて積極的に紹介をしまして、雪冷熱エネルギーの活用の普及・拡大を促進していこうと思っておるところでございます。

5 2 ページからが 4 点目でございます。集中的降雪時の道路交通の確保についてでございます。

まず立ち往生が発生する恐れがあるような大雪のときには、立ち往生の発生前であっても早い段階で通行止めを行い、効果的な除雪作業を行うことによりまして、トータルとしての通行止めの時間を短くする取り組みを行っているところでございます。5 3 ページで紹介しているとおりでございます。

5 4 ページにまいります。集中的な降雪のときに走行不能となった箇所の対応としまして、チェーン着脱場の整備や除雪ステーションの整備による効率的な除雪作業を推進しております。北陸の場合、国道の全長約 1,070 km、45 の除雪ステーションで約 500 台の除雪機械を配置して、冬期の交通確保に努めているところでございます。

5 5 ページは、ドライバーの目線での情報提供・注意喚起といたしまして、降雪状況や除雪作業の状況をホームページなどでリアルタイムに情報提供をしております。こういったことで、未然に道路交通に支障がないような対応をしてくれているということでございます。

5 6 ページでございますが、大雪時に早目の通行止めを行う区間、これにつきましてはできるだけ迅速に事前の公表を行いまして、冬装備が万全でない車に通行を避けるような呼びかけということで、さまざまな工夫を行っているところでございます。この件に関しましては、苦情等もいただくところもありますので、いろいろな工夫をしていかなければならないと思っておるところでございます。

5 7 ページでございますが、集中除雪や立ち往生車両の移動を効率的に行うために、大雪時には必要に応じて、通行止め予定空間にあらかじめ除雪車の事前配置、立ち往生車両

の排除を想定した実働訓練の実施など、関係機関相互による調整連絡組織の設置、こういった除雪体制の強化を徐々に図ってきているところがございます。また、情報連絡室には気象台も参加するようにしております、気象情報の共有を行うことによって効果的な施策が行われるようにということも行ってきているところであります。

次のページ、58ページでございますが、ご案内のとおり、平成26年11月に災対法の改正がございました。運転者の移動命令、道路管理者自らによる移動、こういったことが法律上可能となったことから車両移動の時間短縮が図られておりまして、除雪を効果的に実施することが可能になりまして、早期の通行止めの解除につながってきております。

59ページ、平成26年度につきましては、48区間で災対法が適用されまして、うち15区間で道路管理者による車両移動が行われております。国道192号における立ち往生車両の移動は、これは全国で初めて適用されたところでございます、立ち往生車両約60台、道路管理者による移動が3台ということになってございます。このように、災害対策法の適用により車両移動が短縮し、除雪作業は効率化して、また早目の通行止めと集中的な除雪作業の実施によりまして、トータルとして通行止め時間が短縮するなど、効果が上がっていると考えているところでございます。

60ページは、国道54号における車両の移動の例でございます。こちらも紹介をさせていただきます。

61ページ、今後の方向性でございますが、関係機関による情報共有、連絡体制の確保や除雪体制の強化、あるいは事前の注意喚起の徹底、気象情報や除雪作業などの情報提供、早い段階での通行止めと集中除雪、立ち往生車両の迅速な車両移動など、いろいろ法制度等もありまして、努力を続けているところでありまして、これらの施策を引き続き推進をしてみたいと思います。

62ページと63ページにつきましては、前回法改正の中で有効期間を10年間延長しました豪雪法の第14条、15条に基づく特例措置の、この3年間の実績について載せさせていただきます。

以下、時間の関係で少し割愛させていただきますが、64ページから以下81ページまで、豪雪地帯対策基本計画の主な事業の実施状況について取りまとめをさせていただきます。

特に65ページにつきましては大雪時の除雪費の確保の問題でございますが、これは豪雪地帯では特にご苦勞いただいているところでございますが、国としても、さまざまな制

約がある中でできる限りのご支援を行っていきたいということで、努力をしているところでございます。

少し飛んで、67ページには、ロードヒーティングや流雪溝などの整備実績についても載せさせていただいています。

あとは少し、後でいろいろご覧いただければなと思っております。

あと最後の80ページでございますが、こちらについては研究でございますが、凍結防止剤散布などの冬期の道路パフォーマンスの向上技術に関する研究、こういったものも引き続き行っていくということでありまして、こういったことがこれからの対策に反映されていくのかなと思っております。

最後に82ページ、83ページでございます。これまでのまとめとしまして、今後の方向性でございますが、今後とも国・地方公共団体が連携をいたしまして、豪雪地帯対策基本計画に沿った諸施策を推進いたしまして、定期的に施策の実施状況等を、この分科会なども活用いたしましてフォローアップをしてまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

【西村分科会長】 どうもありがとうございました。ただいま事務局から、現状と施策の実施状況について報告がありました。事務局からもありましたように、3年前に豪雪地帯対策特別措置法が一部改正されまして、そのときの附帯決議の中に、3年を目途として効果の検証をするということがうたわれていて、ちょうどそのタイミングでありますので、その4つのメインの施策の効果検証を今やっているというところであります。それでは委員の皆様方から、ご意見、ご質問等ありましたら伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ、村岡委員。

【村岡委員】 秋田県出身の村岡でございます。ご説明ありがとうございました。資料の中の14ページ、豪雪地帯の現状ということで、3年間の雪害による死者は年平均94名、つまり、10年たって1,000名近くの方が亡くなっています。このフォローアップの中で、我が秋田県も、非常に屋根から滑落したりして亡くなっている方多いわけですが、この辺の命綱とかそういうものはどのぐらいつけているかということのフォローもしていると思うのですが、なかなか自覚が足りないのか、ほとんどつけていないというのが実態です。そして例えばつけようと思っても、ある程度費用がかかって、高齢者宅

ではとてもお金が払えないという実態の中で、亡くなっている方がおります。それに対してはどんな対策を今後とっていこうと考えられているか、教えていただければと思います。

【西村分科会長】 よろしくお願ひします。

【織田村地方振興課長】 ご質問ありがとうございます。ご案内のとおり、雪害による死者が特に顕著にここ数年増えていると。コンスタントに減らないと。この辺やっばり、地域の中でコミュニティーが十分でないといひますか、多分、昔からあつた共助が、人口減少と高齢化によつて、かなり立ち行かなくなつていふことが一つには背景にあるのかなと思つておられますので、長期的には地域コミュニティーをどう立て直していくかといふような、少し大きな話にもかかつてくるかと思ひます。

この雪対策の中では、このコミュニティーの再興とあわせまして、安全対策といふことはかなり力を入れて、ご案内のとおり、特に29ページ、30ページあたりで先進事例のご紹介がございますが、こついった中でも安全対策といふのに特に力を入れているところでありまふ。当面、まずは今ご指摘ありましたとおり、命綱等がきちんとあれば、こついう死者が出るこついうような甚大な事故にはならないかなと思ひますので、そこら辺の普及・啓発をきちんとやつていくこついに力を入れていくことが、まず大事かなと思つておられます。

また、これはいろいろ各地域の状況もございまふけれども、自治体におけるこついったものの装備に関しまふ補助制度、これらについても幾つか事例が出てきておられますので、こついったものを広く紹介をするなり何なりこついうようなことも引き続きやつていきたくと思つていふところでございまふ。

以上です。

【村岡委員】 実態的な話になりますが、例えば豪雪地帯こついうのは農家が多いんですね。そうなると、小屋とかこついうのを含めて、実は自分の自宅だけじゃなく、作業小屋とか、それから畑や田んぼの中にある小屋とか、いろいろなところでやるわけですね。そこに全部命綱をつけるとなると、相当なお金が、1つの自宅だけだと二十五、六万で、それが4つ、5つ小屋があると、100万を超えるような設置をしなくてはいけなひ。自宅では何とかが命綱つけても、今度は作業小屋など、つけていないところで落ちてしまふ。こついう実態もあひますので、普通の住宅で生活してゐる人だけじゃなく、こつような小屋がある地域が多いこついうことの中で、実態もつかんでいただきたひと、こつように思つておられます。

【織田村地方振興課長】 ご指摘承って、今後の施策の中に反映をさせていただきたいと思えます。除雪体制をつくる場合、私どもの支援している事例の中でも、やっぱり実際にボランティアの方々を入れるときに、地域でどのような課題があるのかきちんと話し合っていたかと、いろいろな課題が見えてくるというのが確かにございまして、そういったことを少し蓄積していくということは非常に大事だなと私ども感じているところであります。どうもありがとうございました。

【西村分科会長】 貴重なご指摘、ありがとうございます。それ以外。

はい、どうぞ。月館委員、お願いします。

【月館委員】 専門は建築で、今、住宅の問題が出ましたけれども、住宅はどうしても個人で建てるものですから、非常にバリエーションがあって、道路みたいに共通の対策がとりにくいという現実があります。実際には、安全装置をつけるとしても、ちょっと古い住宅ですと強度が足りなくて、なかなか事例に挙がっているような安全ベルトを固定する金具をつけるとかというのは難しいことも事実です。

ですから、ここの場が適切かどうかはちょっと課題はあるかと思いますが、住宅局等とうまく相談して、安全装置をつけることを前提にした屋根の強度を確保するようなことが可能であれば、今、村岡委員からあったことが、より普及しやすいのではないかと思います。

【西村分科会長】 ありがとうございます。建物を建てることから配慮すべきであるというご意見ですね。ありがとうございます。

それでは務台委員、その後、五十嵐委員、お願いいたします。

【務台委員】 衆議院議員の務台俊介といます。私の選挙区は、ちょうど北アルプス沿いの細長い選挙区でございまして、北安曇、あるいは信濃町、飯綱町という豪雪地帯を抱えております。

雪国は、雪が降って除雪すると、雪が道路際にたまって道が狭くなってしまうということがあって、ぜひそういうこともあって、少しお金がかかるんですけども、雪が降る前提で、道路の規格をよりよいものにしていただきたい。当然これまでもしていただいていると思うんですが、お金がかかる分だけ工期が長くなるということもあるので、そういう点についてしっかりとフォローしていただきたいと思えます。

そして雪国を貫く幹線道路、うちの選挙区だと松本糸魚川連絡道路という計画があるんですが、なかなか進みません。今日は泉田知事もお見えですが、ぜひそういうことをしつ

かりやっていたきたいと思います。

あと大糸線というのがあるのですが、経営主体が糸魚川と松本の間でJR東と西と違っていきまして、トータルとして大糸線をしっかり管理していくという発想が、どうもないように思います。せっかく糸魚川に新幹線の駅ができたにもかかわらず、そこから妙高を通過して長野県に入る、そういう発想がないので、やや我田引水的なところはあるんですが、ぜひ豪雪地帯の振興という観点で、そういうこともしっかりトータルとして考えていただきたいと思います。

あと、この間の大雪で私も国道19号に閉じ込められまして、情報がありませんから、国管理の道路のほうにどんどん入って行ってしまって、そこで立ち往生したことがあります。一旦戻って大町のほうから入ったら、そこはさすが雪国だけあって、道路の除雪が進んでいました。であればもっとそういう情報をしっかり伝えていただきたいんですけど、どこに問い合わせてもその情報の共有はなくて、随分時間のロスが起きたということがあるので、ぜひ道路管理者ごとに情報が断片的に共有されるのではなく、しっかりとやっていただきたいと思います。

それからもう一つ、再生可能エネルギー、雪冷熱エネルギーの利用ということで、徐々にそれが浸透しているとは思いますが、ぜひバイオマス発電について、豪雪地帯対策としてもしっかり位置づけていただきたいと思います。この地域は森林がたくさんあります、バイオマスの場合は365日24時間継続して稼働できる、しかも熱供給をすることでエネルギー効率も高くなる、冬の間であればロードヒーティングとしてバイオマス発電が使える、熱供給が使えるということもあるので、地域を元気にするという意味でも、地域資源を十分利用できるという意味でも、この面の対策を、ぜひ今後の豪雪地帯対策としても、より重要な論点として位置づけていただきたいと思います。

国のエネルギー基本計画でも再生可能エネルギーが22%から24%ということで、原子力発電を上回る目標値が立っておりますので、追い風にしっかりと位置づけていただきたい、そんなお願いというか、指摘でございます。

【西村分科会長】 ありがとうございます。道路、鉄道、それからバイオマス発電は、むしろもう少し広域的な広い意味での地域振興みたいなもので考えてほしいという、これはご意見ということで、ご要望ということでよろしいでしょうか。

それでは五十嵐委員、お願いします。

【五十嵐委員】 五十嵐でございます。先ほどの命綱とちょっと関連したご要望といた

ますか、話をさせていただきたいのですが、新潟県では泉田知事のご指示のもと、24年に屋根雪対策条例というのをつくりまして、現在、3年経ちましたので見直しをやっている途中でございます。

3年間の実績といいますか、効果を見ますと、先ほどの14ページの死者数、新潟県、ちょっと多いようですけれども、その前の23年以前から見ると、少し減ってきております。効果は多少出ているかなと思うんですが、ただ、死者数の中に、屋根雪だけじゃなくて、はしごから落ちたとか、それから、歩いていてとか家の周りにおいて、屋根からの雪が落ちたところにかぶってしまったと、そういうのも結構あります。流雪溝もありますし、そういう意味で、屋根雪だけで死者がゼロということにはならないなということでございます。

その屋根雪下ろしに関して、昨25年度に県が特豪で200世帯を対象に調査をした結果を見ましたら、自宅の屋根を雪下ろしするときにヘルメットとかロープとか命綱をつけたかという、そういう調査の結果なんですけれども、多分それ以前はゼロだったと思うんですけれども、2割近くがヘルメットとか命綱とかつけたという回答でした。これを8割はつけていなかったととるか2割つけたと見るかは様々なんですけれども、私どもは2割つけてくれたなど、ようやく2割になったなどという見方をしております、条例の効果が多少出てきたかなとは思っております。

ただ、それにしてもなかなかゼロにはならないというところで、先ほどご報告いただきました、魚沼市で屋根に取りつけるアンカーと、それから命綱の紹介させていただいておりますけれども、これも魚沼市が非常に協力くださって、その補助をしてくださったということなんですけれども、克雪住宅の普及率は、新潟県、どんどん特豪では増えてきております。新築では増えておりますので、新しい住宅はいいんですけれども、既設の住宅における安全な雪下ろしという点では、命綱はご紹介いただいたようにちゃんとしたものが結構たくさん出てきているかと思うんですが、問題は屋根にどう取りつけるかです。魚沼市の例は大工さんたちが工夫して共同でこうしたらいいかなということで作ったもので、要するに既製品でこういうのがある、こういうのを使えばいいという、そういうのがない現状なんです。それで命綱をつけろと言っても、広報はしていても実数は上がらないと思いますので、そのあたり、政策的にぜひ、先ほどもいろいろな住宅があるというお話でしたけれども、いろいろな住宅に対応する命綱をつけるアンカーの開発、そしてそれへの補助というものを国としても考えていただかなければ、しなさいと言っても絶対に普

及はしないと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

【西村分科会長】 命綱対策のきめ細やかな実施と、それから、死亡者は屋根から落ちるだけではないので、もう少し多様な対策をカバーしてほしいというご意見でございます。ありがとうございました。

それでは福原委員、その後、泉田委員、お願いします。

【福原委員】 今のそういった屋根雪に関する事故というのが、当面非常に深刻な課題だろうと思っています。屋根雪の処理の仕方というのは、命綱を使って上がって人力で下すという、そういうやり方もあるかもしれないんですけども、ほかにもいろいろな、要は屋根に上らなくて雪を落とすという、それが一番安全は安全なんですけれども、そういった技術の開発ですね。それがこの資料にも出ておるんですけども、生活改善の中ではロードヒーティング、これは非常に歴史があります。もう30年ぐらいの歴史を持っていますから、技術も大分進歩して、コストも大分削減されてくるようになりましたけれども、それに比べますと、屋根雪処理に関する技術開発というのは非常に遅れていると思います。

それも例えば空家のそういった問題なんかもそうでした、例えば非雪国から人を呼ぶという場合におきましても、屋根雪というのは非常に大変な作業を伴いますし、危険にもなります。従いまして、屋根雪処理に対してはいろいろなメニューを持っておくということが重要でして、そういった意味でも、屋根に上がらなくても雪が落とせる、こういったシステムというのは、今、我々のところでも開発はしています。

今日の発表していただきました最後のページの今後の方向性のところで、一つ僕は不足している点がありまして、今後も国及び地方公共団体が連携を図る、これは非常によろしいんですが、そういった技術開発、それからいろいろなソフト開発、これに関しましては、雪に関連するような学会、あるいは学識経験者等も含めた形での連携を図っていただくということが、今後重要になってくると思われます。その点をぜひ考慮していただければと思います。

【西村分科会長】 ありがとうございます。屋根雪処理の技術開発と、技術者のさまざまな参画というご要望でありました。

それでは泉田委員、お願いいたします。

【泉田委員】 ありがとうございます。まず、豪雪法改正になってから3年間、国におかれましては、現場を大変よく見ていただいて、緻密な政策体系を組み上げていただいていると思いますので、感謝を申し上げたいと思います。現場も見ていただいた上で、多様

な対応というものを一つ一つ、それ以前に比べると、この審議会を定期開催していただいていることもそうなのですが、大変現場からの声が届きやすくなったかなと受け止めております。

その上でのお願いということなのですが、改めて申し上げますと、やはり地球温暖化のせいかどうかは別にして、最近起きているのはゲリラ豪雪。これ、雪処理で困るのは、総積雪降雪量が幾らかということではなくて、短期間にどかんと降る場合、手が回らなくなってしまいます。明日あさってにも業者さんに来てほしいというのに、1週間後来ますということになると、雪下ろしができなくて家が潰れたり、無理して高齢者が屋根に上がって雪処理をするということから事故に結びつくということで、近年の気候の変化というのが、これは高齢化が進んでいるということもあるんですが、加えて気候が、夏のゲリラ豪雨と一緒に、ゲリラ豪雪が対応を強いているという側面もあると受けとめております。

これにどう対処していくかということなんですが、これもパターンがいろいろあるんですけれども、例えば新しい家と古い家という議論がありました。特別豪雪地域では克雪住宅の普及が、新しい家ではもうほとんど全部克雪住宅で、基本的に屋根に上がらなくてもいいということに変わっているということだと思います。一方で、息子が帰ってくる当てがないので俺の代でずっとこのままいきたいという古い住宅は、どうしても屋根雪処理のために上がらざるを得ないということになっていますので、これ、緊急時に業者さんも疲弊するということが起きますから、広域で入らなければいけないと、これまた建設業協会の縄張りがあるって、ほかから入れるというのに抵抗感あったのが、時間とともに少しずつ薄れてきて、緊急時はもう広域でも、それぞれの業者さんのテリトリーなんだけど入っていくということをやっていかないといけないのかなと思っています。

その際に、建設業界自身が疲弊をしてきているという部分がありますので、例えば以前は建設事業の請負のサービスとして自社で機械等を整備していたものが、もうできないということで自治体が貸与する形に変わっておりますし、人員の確保のための待機料、これも支払うという形になっています。で、ここから先が問題なんですけれども、やはり必要な経費の補填率が下がっているという現実がありまして、これは山尾委員からも後ほど、特に財政力の弱い市町村、大変だということだと思うんですけれども、県も大変でして、除雪費と、それから特別交付税、一応措置はしていただいているんですが、それでも対象となる経費に限定がかかっていたりということで、財政負担が増していると、比率が増しているというところがありますので、ぜひいろいろな工夫が実際に稼働するような形の財

政措置をお願いできればなと思っております。

それからこれは多くの方からお話がありましたが、規格化を進めていくというのは、やはり地方自治体では限界があって、国としてこういうものがいいという規格とか標準とかというものを発表していただくと、これは対応しやすくなると、普及率も向上するということだと思います。克雪住宅もいろいろなパターンがあるんですけども、例えば石油をたいて屋根を滑りやすくするということになると、これは月間の追加負担が10万だとか15万だとかいうことになっています。ただ、これ、雪処理で人夫さん頼むと、1日で5万、10万というケースもありますので、それに比べれば安いじゃないかということはあるんですが、さはさりとして、1カ月の光熱費がプラス十数万ということになると、中山間地ではかなり負担になるということです。

それから商店街のようなところは、克雪住宅つくっても、道路に雪を落とすわけにいかないということになるので、この雪処理、やっぱり一斉処理日というのをつくって対応することになるんですが、道路に落として、それで除雪をします。これも制度的にはありませんので、現場の裁量でやっているということになります。商店街の雪処理、つまり一戸建てで周りに落とせるような住宅の場合はいいんですが、そうではない、家が連なっているところでの雪処理をどうするかというのは、やはり特別な対応が本当は要るんだろうと思っております。

消雪パイプがあれば便利なんですが、消雪パイプが普及し過ぎたことによって、地盤沈下という問題も新たに生じています。消雪パイプの本質は地中熱ですから、そうすると地中熱の活用ということができればいいなということで、新潟県としても取り組みを進めているんですが、いかんせん、これは掘らないといけないので、地中熱活用しようとするコストがかかるという状況になっています。今、業者さんで新しく開発して、車1台分で室内の冷暖房に使えるようにと、200万程度でというところも出てきているんですが、これもひょっとして、統一をして共同技術で国で一括して推奨していただくと、もう少しコストダウンできるのかもしれないというところもあります。

標準化とコストダウン、これを国主導で進めていただけると、助かる人が多くなる。逆に都市部に住むよりも地方に住んで、この地中熱をうまく活用することによって、ビジネスと、それから快適な環境が提供できるということになると、地方創生にもつながってくるのではないかと。これはマーケット規模が必要ですので、ぜひ国のほうで音頭を取っていただくと大変ありがたいなと思っております。

いろいろ申し上げましたが、改めて、大変細かく現場を見ていただいて、緻密に施策を展開していただいていることを感謝申し上げて、発言を終わらせていただきたいと思います。大変ありがとうございます。

【西村分科会長】 どうもありがとうございます。ただ地元の先進事例を共有するだけではなくて、国としてやるべきこともありそうだというのをたくさん挙げていただきましたので、参考にして進めていただきたいと思います。

今の関連で、市の立場から山尾委員、何かご発言お願いおありですか。

【山尾委員】 ありがとうございます。先ほど財政力の弱いというふうに指摘されて、確かにそうなんですけれども、雪に掛かるお金は非常に多いということですね。除排雪経費、市内に300キロの市道、そのうちの市道が250キロ、あと残りが生活道路、私道になるんですが、そこまでもやっぱり除雪しなくちゃいけないという。同じ住んでいる方々です。市民の皆さんは、一次路線、二次路線、三次路線というふうにやっているんですが、遅いというようなことを、一斉に自分のところに同じように来ないとおもしろくないというところがあります。在のほうは自分たちで、農家の人たちは大型機械持って自分たちでやっているんですけれども、町の中は大変です。最近の新興住宅街はそれをわかっている、落雪型の、脇に落として、あと家の前はロードヒーティング、ヒートポンプ方式が増えてきております。

ただ、昔からいる人は、先ほどもありましたけれども、高齢者の人たち、後継ぎがいない人たちは、やはり除雪で置いていかれた雪の塊を、どこにも投げられないと。早く流雪溝をつくってくれと。流雪溝をつくるにも、300キロですので、水源の確保というのが必要になってくるわけなんです。うちのところは、最上川から農業水利を冬期間も使わせていただくということの水利権を交渉して得ましたので、市内はいいんですが、その外部のほう、例えばその上流にはダムとかあるんですけれども、農業用ダムなので、結果的に5月から8月いっぱいぐらいしか使えないと。そういうダムをある程度の水を出していただくと、在のほうの住宅街になっているところも、火災とかあると水が一切ないんですよ。消火栓というのは町の中に整備されているわけなんですけれども、外部に行くと消火栓って、ため池に変わってくるわけです。ため池というのは冬期間使えないということで、そこまでいけないわけなんです。夏を想定していますので、そうすると冬はいけない。しかしダムを冬期間、若干の水を開放してもらったりすると、下流まで少ない水でも常に流れていると、雪は消えていくんですよ。北海道では凍るので無理だと聞きました。でも逆

に地域によって、全て地域の実情が違うので、その地域から要望出たことを、水利権がどうのこうのとか、それは約束外の目的外の使用はできないとかということで、自治体は跳ね返されてくるわけなんですね。そこのところを、やっぱりもっと話を聞いていただきたい。地域によっては、このダム使えるんじゃないか、このダム若干広げて。めちゃくちゃ使うわけじゃないですから、田んぼじゃないわけですから、ほんとうの水路にちょろちょろと流すだけを、これは盗水だとかと言われちゃうと、だめですよと言われると、ほんとうに手詰まりになってしまう。

また、社会資本整備総合交付金をいただいているわけですがけれども、まず地吹雪対策をやるにも、500mしかできないとかなるわけです。そうすると、市の面積が大きいわけです。いつになったらうちは地吹雪対策ができるんだと。町のほうは流雪溝くれと。これも社会資本整備。道路の傷んだものを直せ。確かに見直しをしてもらいましたけれども、それは臨時交付金でいいんですけど、ふだんの道路が全然手つかずのような状況になっている。そういうような状況があるので、社会資本整備交付金というのは増える要素がないんですね。なぜ増える要素がないといたら、みんなそれで自由になるので、バックボーンがないとある人から言われたんです。何とか団体道路期成同盟会とか何々団体という、ああ、あの先生に気を使わなくちゃならないからなとつくんだけど、社会資本整備総合交付金というのは6団体で申し込んだんですからね。6団体で申し込んだものは、誰もバックボーンないんですね。そうすると、100が120になると、やっぱり8割しか来なくなるというようなことで、どんどん先細りになっていく予想があるんですね。まあ、あるんじゃないかというような形で。

ですから、流雪溝も整備したい、地吹雪対策もやりたい、今度、屋根雪の対策もやりたい、リフォーム補助金も出して雪対策にも使えるようにしたいというようなこと、どんどん拡充すれば、財源がなくなってしまうということ。ですから、除排雪経費を地方交付金でもらうんですけれども、実際には市町村はそれ以上の莫大なお金を出していることをご理解いただきたい。なぜ道路除排雪に、うちのところは交付金の倍以上使っています。3年前は8億使っています。7億、去年も6億使っています。このお金を出し続けないと、業界が潰れるんです。なぜかという、平準的な公共事業は少なくなってきていますので、どんどん少なくなって、業界のほうが細くなってきています。そうすると夏も冬もある程度公共事業を出していかないと、一番死活問題はオペレーターがいなくなる事なんです。オペレーターがいなくなったら除排雪できないんです。

ですから、先ほど泉田知事さんが言っていたけど、道路のヒーティングとかロードヒーティングとか技術開発をして、例えば山形県には地下水を開発するところがあるんですが、地下水だけでやっちゃいけないんだけどもという前置きの中で、四国にかかった1本の橋で、東北の道路は全てロードヒーティングできるんだよと。1兆円で全部できるんだよと。そういう話を業界の人が話するわけなんですね。そうすると除排雪のオペレーターがいなくなったときの排雪を考えたら、大変恐ろしいことなんですね。市民の皆さんはそれをわかっている。

そんな意味で、ただ、うちのところは建設クラブの独自の大雪の対策のときに、広域建設クラブだったんですけど、新庄市単独の建設クラブをつくってもらいました。それで人夫の確保も契約しています。金額も契約しています。役所によこすと全部それを配置して、その業界の協会に言うと、何日ということ指定しながら、2日後に行きます、3日後に行きますと。金額は、一般の人が1万6,000円出すと、業界のほうは1万2,000円という統一金額をお願いします。そういうようなことで、今、市民と提携しているという状況にあります。しかし高齢化になってきているので、本当に不安で、息子さん、娘さんのところに行くと、家を残したまま娘さん息子さんに行くということが年々増えてきている。これが田舎の実態だにご理解いただきたいなと思います。

総合的にいろいろしていただいているんですけども、かなり地域の中では、それが地方創生とか言いながらも、どんどんと過疎になりつつあるということも、ぜひご理解いただきたいなと思います。

【西村分科会長】 ありがとうございます。問題点もたくさん指摘されましたので、一渡りご意見いただいた後、まとめて答えていただければと思います。

それでは南委員、お願いいたします。

【南委員】 本日、フォローアップということで、先ほど来からお話が出ておりますけれども、多面的な施策を組んでいただいて、非常に難しい課題にチャレンジしておられることを高く評価しつつ、説明を聴いておりました。

その中で、全般的なこととして、改めて克雪というものが、地域防災そのものだと感じながら聞かせてもらいました。地域の防災性を高めていくこと、そしてその防災性を高めるという取り組みを通じて、地域社会自体を強くしていくという、ハードあるいはソフトのあらゆる側面から地域社会を強くしていく、そういう施策、取り組みであり、可能性を持っているものと拝聴させていただきました。

そういう意味で、2つの観点からお話しさせていただきたいと思いますが、一つは道路交通の件ですけれども、事前の交通のコントロール、あるいは強制的な車両の排除等に踏み切られており、こういう取り組みは非常に難しく高いハードルがあったのではないかと考えられますけれども、実施できる状態までもって来られたことを評価できると思います。

もう一步ということをお考えすると、この効果がどのように上がっているのかということをお考え、できればさらに検証いただきますと、こうした高いハードルを乗り越えての取り組みというものが、国民に周知されるのではないかと考えます。雪自体が地方の交通に大きな影響を与えているということは言うまでもないことですが、道路途絶に限らず、渋滞の発生ですとか、それに伴う所要時間の増大など、雪がもたらす地方交通への課題があるのかと思います。今回お示しいただいた内容を含めて効果検証ができると、もうされている部分もあるのかと思いますけれども、さらによろしいのかと思っておりました。

それに関して、リアルタイムの情報提供、先ほどどなたかの委員がおっしゃっていただきましたけれども、これが両輪になってくるかと思われまふ。今、情報機器が進歩してきて、皆さんスマートフォンを用いて交通関連のいろいろな情報を得られるようになってきて、国交省もリアルタイム画像、映像を掲載しているホームページのような情報提供もされてきています。この点につきましては、この書類の中に載っておりますアンテナ基地の設置等も含めて、地方部では、情報機器の活用、通信技術のさらなる普及が、地域力を高めるという意味で非常に大きな役割を果たすと思われまふので、ぜひそこともつなぎ合わせる形で、道路交通情報の発信、地域防災力を高めるための情報発信というものに力を入れていただきたいと思います。

多少、自転車道のことにも気になってきて、冬の自転車利用というのは基本的には推奨しないわけですが、地方によっては、利用したい場面もあふ。道路幅員にしましても、除雪した雪が自転車道あるいは歩道を塞いでしまふということは、地方部ではよく見られることですので、そういうことも含めて道路交通の改善を図っていただきたいと思います。

もう一つ、全く別の観点ですが、地域力の向上という意味で、リーダーの育成が必要だったり、人材不足のご指摘があつたかと思われまふ。これは地方部においては深刻な課題ですが、どう克服するかについて、先進事例としてのグッドプラクティスを紹介しながら、その後に多様な試みがあつていくような、こうした取り組み全体が高く評価されるものかと思われまふ。

さらに、大学も含めてですけれども、学校の利用というのをもう少し進められないのかと思います。小中高校、あるいは大学について、文科省としてばかりでなく、地域防災力全体を高めていくという側面から、防災リーダー育成というのは私どもの大学でもやっておりますし、いくつもの大学が手がけておりますので、それらとここに紹介されている国交省さんの取り組みをタイアップさせていくということができないものか、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

以上とさせていただきます。

【西村分科会長】 ありがとうございます。それでは最後に宮原委員にご発言いただいて、一渡り終わりますので、何か事務局のほうで発言があればやってください。

それでは宮原委員。

【宮原委員】 ありがとうございます。宮城大学の宮原です。ふだんは宮城県で仕事をしていますが、家族が山形県高畠町、特別豪雪地帯に住んでおり、宮城と山形を行き来する生活をしています。その関係で、今、私は、宮城県と山形県の隣県交流という、観光や、地域の住民同士の交流を通じて地域活性化をしようという取り組みをしております。今年の6月には関連して、国道48号線をテーマにフォーラムを行いました。国道48号線は、仙台から天童まで、途中いわゆる脊梁山脈の峠を越えます。フォーラムで大きな話題になりましたのは、やはり冬期に2年続きで雪崩が起きて交通がストップしたことです。この話題では、山形県側の雪の研究者の方が、最近はどうも雪質もかなり変化をしているらしいということを言われました。いわゆる従来道路に設置されている雪止めネット等をすり抜けて道路のほうにどんどん雪が落ちていくような、そういった雪になってきているとのことでした。私自身も、近年は気候が大きく変化しており、雪の降り方や雪質もかなり変化し、激甚化しているということも感じております。

そうしたことから、山間部の峠越えですとか、冬期にリスクのある道路に関しては、できれば雪のない時期に、この道路は冬に雪が降ると、こういったコンディションになりますということを示せばいいと思っています。道路では雪が降って初めていろいろな情報が出るのですけれども、多分道路を往来している観光客や流通のトラックの皆さんも、無雪期にも通っていらっしゃると思います。夏の時期にこそ、雪が降ったときにどうなるか、この道路はどういった特性を持つ地形のところを通っているかということ、やはり知らせておく必要はあるのではないかと思います。例えばSAやパーキングのスペースに看板などで周知をし、情報を提供していくことも、取り組みとしてはできるのではないかと思

います。

それから、やはり私たちも含めて若い人は、地理や地形に非常に不案内だと思います。国土面積の5割以上が豪雪地帯であるという認識もないと思います。これからは、教育の面で、日本という国土が、夏であれば豪雨になるし、それから冬になれば豪雪にもなり、いろいろな自然環境の変化によって私たちの社会が影響を受けるという、そういう前提のもとで生きているということ、小学校から大学まで、いろいろなレベルで教育をしていく必要があるのではないかと思います。それが例えば、豪雪地帯での雪下ろしへの協力に繋がるかもしれませんし、防災の意識を高めていくことにもなると思います。

あとは道路の整備に関してですが、雪が降ったときに、例えば谷とか尾根を切って道路をつくった際に、サイドから、例えば雨でも雪でも道路に入ってくるようになると思うのですが、観光客など地域の地理に不案内な人たちは、車を止めたところが谷筋なのか尾根筋なのかということが、よくわからないのです。そういったときに、例えば道路をカーブ舗装などで色分けをすることで、雪崩の危険のある谷を横切っていますといったような地形のコンディションがわかる道路デザインなどの工夫ができるのではないかと思います。

あと最後に、先ほどから皆さんで一般住宅の雪下ろしの問題のお話がありました。私も屋根で雪下ろしをしている高齢者の方は、はたで見ているととても危ないなと感じています。ニュースでも屋根から落ちた方や、落下した雪で埋もれてしまった方たちの発見が、大変遅れて、結局亡くなってしまうということを頻繁に聞きます。この問題に対しては、例えばひとり暮らしのお宅であれば、家屋のところに回転灯のようなものを設置して、除雪を始めたならその回転灯が回って、ひとりで除雪中であることを分かるような工夫があればと思います。近所の方が、異常に気付き、作業中に見えなくなってしまった人をいち早く発見するような工夫といったものも必要になるのかもしれない。それは個人個人で工夫しなさいということかもしれませんが、地域全体で、いわゆるそういう作業を見守っていくといった仕組みも必要なのではないかなと思いました。

以上です。ありがとうございます。

【西村分科会長】 ありがとうございます。いろいろ新しい知恵を提供していただきました。

それでは事務局のほうでは、何か答えられるところをお願いしたいと思います。

【織田村地方振興課長】 全体として非常に具体的なご提案をいろいろいただきまして、

しっかり受けとめて検討していかなければならないと思っています。

私どもで特に雪処理の担い手対策等を中心にやっておりますが、若干説明が舌足らずだったかもしれませんが、どちらかという、国や自治体が頑張るんだけど、共助といいますか、地域の中でどうやっていくとか、それを支えるさまざまな団体とかNPOさんだとか、そういうところをうまく使っていくということを、今、中心に物事をやっておりますので、そういう連携ということがすごく大事だということは、非常に強く認識しているところでございます。

また、先ほど学校の利用というご指摘もいただきましたけど、学生ボランティアの団体ともいろいろご相談をしながら、対策等考えているところでありまして、そういったことをこれからも引き続き検討し、必要があればいろいろな施策に生かしていきたいと思っていますところでございます。

あと、各分野で何か、道路とか。

【西村分科会長】 よろしいですか。

それでは務台委員、お願いします。

【務台委員】 この豪雪地帯対策は、どちらかという雪を迷惑物として捉えて、それに対してどうするかという議論が中心だと思います。雪冷熱エネルギーは別として。ただ、私の選挙区はスキー場がたくさんありまして、日本人のスキー客は減っているんですが、外国人がととも増えています。これからはおそらく東南アジアの方々が、とにかくスキーをやるのがステータスシンボルになってくるだろうと思います。今年はインバウンドが1,900万人から2,000万人に達するという見込みもある中で、どうやって豪雪地帯に外国の人に来てもらうかという観点で、とても大事になると思います。

ついでには、雪を誘客資源にする、そういう観点で何ができるのか考える必要があります。お客がたくさん来ると、除雪の話とかももっと一生懸命やらなければいけないという、そういうインセンティブになるものだから、そういうことについてどう考えるかというポジティブな政策もつくっていく必要があるのではないかと思います。

例えば国内で言うと、今、スキーをする若い人たちが減っているので、昔あったように、例えば都会の小学生・中学生も、1回は二、三日スキー場に行ってスキーに接してみる。すると、ずっと続きますから。大人になっていきなりスキーをする人はそうはいないので、例えばそういうことを何か学校教育の中に位置づけるということも含めて、雪をいかに利用するか、それによって地域にお金が落ちるようにするという観点の対策も、ぜひこれ

から少し考えていってほしいなと思います。

【西村分科会長】 ありがとうございます。守りの雪対策だけじゃなくて、攻めの雪対策もあるんじゃないかという貴重なご意見です。

はい、それでは村岡委員。

【村岡委員】 地理に不案内な人が来たりする話、先ほど宮原委員からもありました。地理が非常に詳しくても、ホワイトアウトになると道路が大変わかりにくくなる。そのとき地域によっては、除雪した後にカラーリングを吹きつけて、ペイントして道路がわかりやすいようにしているところがあるんです。カラーリングするとそこまでの区間は非常にわかりやすく走れるんですけど、終わってしまうと本当に道路が見えにくくなる。聞いてみますと、そんなお金もかからないみたいです。特に高速道路とかそういうところは、積極的に道路除雪した雪に吹きつけて道路がわかりやすいようにしたほうが安全性が高まると思いますので、ぜひ検討していただければと思います。これは自主的に除雪している会社がやっているぐらいですから、全体でもやれるのではないかと思います。作業所も自分たちが楽になり、安全だということをやっているぐらいですから、全線、雪の季節はやって、ホワイトアウトでも道路が危険にならないような形を考えてもいいのではないかと、こう思っていますので、よろしくお願いします。

【西村分科会長】 ありがとうございます。ホワイトアウト対策について。

その後、福原委員、お願いいたします。

【福原委員】 そんなに何回も話す機会がないので、今日いろいろ話して帰りたいなと思っておるんですけども、私も、屋根雪、道路、それから冷熱利用、全てやっておりますけれども、特に道路に関して、2年前にありました関東の大雪、これ、いろいろ調査させていただきました。

そのところでまず気づきましたのは、例えば18号のところで南軽井沢のところから停滞が始まったんですが、よくよく調べてみますと、その当時、当初1時間に1キロの割合で渋滞が伸びていました。3時間までの間で3キロという報告があります。当然のことですけれども、渋滞が起きたときに早く処理をするというのが、これが一番特効薬であるというのは間違いありませんけれども、それをするためには、その沿線の方々の協力というのが、これはもうほんとうご存じでしょうから言うこともないんですけれども、協力を仰ぐと、情報収集を仰ぐということで、例えばコンビニとかガソリンスタンドとか、そういったところからの情報を得るという仕組み。それから沿線での大きな駐車場を持ってお

るところもあります。そういったところとは災害時の協力協定を結ぶとか、そういったことでの対策ということが、まずは当面すぐできることではないかと思います。

道路に関しましては、ハードと、それからソフトの対策というのを両立させていくというのが非常に重要です。資料にも出ておりましたけれども、福井の場合におきましては、いろいろな気象台も含めた形で情報共有をやっているんですけども、それは2011年に起きました大雪がありまして、そのところからどのような短期・中期対策をとっていくかということを議論させていただきました。

やはり今、今後やろうとしていますのは、集中除雪の話であります。集中除雪ということになりますと、ますます道路の情報、これの発信ということが重要になってくるかと思えます。ただ、そのときに、では、いつ集中除雪をかけるかというところで、前も言ったんですけども、やはりスタックというのが原因になっているわけです。従いまして、スタックが起きる原因をきっちりつかむ。それでスタックが起きるという危険のポテンシャルに達したという状況になれば、おそらく管理者側としても集中除雪の警戒態勢に入れると、このようなことが可能かと思えます。それは例えば北欧とかでは、道路の滑りという形のことで管理をやっているわけですね。滑り摩擦で。雪の状態じゃないんですね。滑り摩擦がある程度危険な状態になりますと、薬剤散布をしたり除雪とか、そういったようなことをやっています。

したがって、そういうことが日本でも可能でして、先ほども宮原委員からお話もありましたけれども、今、例えば尾根を走っているか谷を走っているかということよりも、私には、そのところが日射が当たりやすいのか当たりにくいのかというのが、もっと重要になるかと思えます。そういったことも、今の技術であれば、デジタル地形をもとにちゃんと評価できます。そういった形のもとで、広域の路面の滑り予測とかいうことを今やっております。これは世界的にも、多分、我が国が持っている技術だと思います。そういった技術を生かして、ソフト的なところ、そういった面と両輪をうまく利用して行って、道路気象管理ということも、例えば普通の天気予報並みに、当たるも八卦というか、当たらない場合もあるんですけども、今、例えば天気予報が外れたからといって、誰も文句を言うようなことにはなっていません。ですけど、道路気象情報を流すということが重要になってくるかと思えます。

それから冷熱利用のところあまり出ていなかったんですけども、今、我々のところでは、JAの空き倉庫を使っています。JAの空き倉庫、もう今、全然使っていないくて、

それを雪室に使っています。ですからイニシャルコストが非常に安くつきます。その熱がどのように逃げていくのか、そういったこともちゃんと調査しています。その結果、ある程度使えるということがわかりました。そういったことで、イニシャルコストを抑えながら、既存のものをですね。あるんですね、使われていないのが。そういったものを洗い起こして、それを雪室利用に使うという形が非常に重要ではないかなと思います。この雪室を使った形での6次産業ということなんですけれども、逆に言うと、ものを売っていらっしゃる方のほうが結構多くて、逆6次産業という形で、売っているところからものをつくっていくと、こういったことも、販路の開拓というのがある程度道ができていますので、逆6次産業とそういった冷熱利用というものは、この雪利用における一つの特徴ではないかなと思っています。

それからロードヒーティングのお話も出ましたけれども、これもどこでもかでもやればよいというものじゃなくて、お金かかりますから、トンネルの坑口、あるいは通学路の歩道、こういったところに関しましては、やはり除雪が非常にしにくいと。こういったところにおいては、地中熱を使ったロードヒーティング、こういったものを促進していくということが重要ですし、それを科学的な授業の材料としても一部使っております。ですからそういう利用の仕方もある必要はないかなと思っています。

【西村分科会長】 ありがとうございます。ほかの先生方、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、まず月舘委員、その後、宮原委員、お願いします。

【月舘委員】 基本的には3年間のフォローアップということでいきますと、空家対策とか車の強制的な移動、情報関係につきましては、北東北に住んでいますと、非常によく改善されてきたと思います。また、担い手については、自治体中心にいろいろ努力はしていますけれども、最終的には行政の職員、さらには自衛隊が出動して高齢者の独居老人の住宅を除雪しているというのが、北東北のほうでは大体现実です。そういう中で担い手を育成する努力はしていますけれども、実際には定着してというのが難しい状態かと思っていますが、政策としては、この3年間、非常に効果があったのではないかと考えております。

建築関係でいきますと、個別的な技術開発はいろいろ進んで、新築の住宅等はかなり改善されていますが、旧市街地の密集地帯については、なかなか、先ほどありましたが、標準化とか基本的な条件整備が進まないものですから、隣近所でトラブルが起こっていると

いうのも現実です。簡単に言いますと、隣のうちの屋根雪が隣家に落雪してぶつかってトラブルになるなんていうことは、いまだに起こっています。それを防ぐために100万円ぐらいかけてフェンスを境界につくったなんていうことも、いまだに行われています。ただ、個別的な技術開発は、住宅関係ではバブルの前後あたりで一通り落ち着いたような状況で、その中から有効な技術を定着するようなことが遅れているのが現状です。

この場が適切かどうかちょっと不安なんですけれども、平成25年度に、例年では雪があまり降らない岩手県の太平洋側が豪雪になりました。実はそこに仮設住宅が建っていて、岩手県の仮設住宅は積雪1m対応なので、構造的な被害はなかったんですけども、屋根雪が仮設住宅の玄関前に落ちてくるとか、外部の物置の上に落ちるとか、あるいは、住宅局の通達で外部に後から物置をつくったりしたものですから、その部分を除雪しないと使えないとかという問題が起きました。ですから、仮設住宅も積雪地にある場合は、雪対策について何かしらの指針が必要ではないかなと思います。

さらに今回、最長仮設住宅が8年間延長されることになりまして、土台周りとかの腐食が進んでおります。そういうことも考えますと、仮設住宅についても、今回の東日本大震災を契機に仕様を見直す必要があるのではないかなと思います。基礎的な調査はしております。ひどいところになりますと、床下が腐って室内環境が悪くなって、調査によっては2割程度の高齢者がぜんそく状態になっているなんていう報告もあります。これはお願いに近いと思いますが、機会があったらご検討いただければと思います。

【西村分科会長】 ありがとうございます。

それでは宮原委員、お願いいたします。

【宮原委員】 先ほどの務台委員さんがおっしゃってくださいました、豪雪の対策ではありますけれども、私も同じ考えで、改めて観光面のことを強調したいです。これからの対策では、ソフトの部分も考慮いただきたいと思います。豪雪地帯の人の暮らしを、その立場ではない方たちがどれだけわかってくくださるかという部分も含めて、雪の地域を観光でどのように活用していくかということは、今後さらに検討を進めていただきたいと思います。

観光庁でもインバウンドの分野では、雪をスノー・ツーリズムという形で、雪のない台湾をはじめアジアの方たちへの訴求力が強い観光資源の一つとして捉え、プロモーションを行っています。東北には、横手のかまくらや湯沢の犬っこ祭りなど400年以上続く非常に由緒ある雪祭りもあります。こういうお祭りへの支援もあっていいと思います。ま

た先ほどの観光客を誘客していくためのいろいろな施策についても、観光庁さんとも協力しながら進めていただきたいと思います。

雪国じゃない方たちに豪雪地帯の現状を知っていただくためには、足を運んでいただくということに尽きると思うのですね。それを観光という楽しい機会です足を運んでいただきながら、必要な対策のいろいろなアイデアを、雪国に住んでいらっしゃる方だけでなく、その外側に住む方たちからいろいろな情報をいただきながらこの対策を進めていくと、より多様になります。それから、日本の豪雪対策というのは、私は世界的にもとてもユニークな取り組みなのだと思うのですね。国として非常にきめ細かく豪雪の対策をしています。これらの取組を国際的にも発信するような機会をつくっていただけるといいかなと思いました。ぜひ観光面でも考えていただければと思います。以上です。

【西村分科会長】 はい、どうぞ。泉田委員、お願いいたします。

【泉田委員】 観光面でお話ありましたので、一つお願いなんですけれども、新潟でも海外からのお客様が増えているエリアがあります。ただ、一様ではないんです。例えば妙高市でありますと、これまで世界的なリゾートだったエリアから移動してきて増えている方が多いと。旅慣れた欧米の方と初めて雪に触れる人というのが、少し同居するのが難しい状況というのがあります。

どういうことかということ、リゾート地で、これはマナーの問題なんですけれども、レストランに持ち込みをするという形になるとか、それから大声で話すというような形になって、さらに欧米型のツーリストは、1週間なり10日なり滞在して、そこでリゾート地で休暇を楽しむというパターンなんですけど、そうではなくて、1泊ないし2日で、雪に触ってすぐ次の観光地に行くというタイプの人と一緒にいたくないという方が非難をされていて、ちなみに日本語の看板がずっとあって、これは世界の観光地でもそうなんですけど、フランスに行くと5カ国語、6カ国語表示しているのかということ、表示していません。表示されていない国の人には来てくれるなというメッセージなのかというようなところがあるので、自国語だけの看板できれいになっている。そうすると、昔ながらの日本を楽しみたいというお客様、でも英語で食事はとれるし、移動はできる。ただ、いろいろな言葉の看板をあちこちに立てるのやめてよという人たちもいます。一方、例えば新潟だと、ガーラ湯沢なんてそうなんですけど、東京から来て1日か2日、雪に触って帰りたいという人たちはそうじゃなくて、やっぱり言葉はいろいろ書いておいてくれというケースもあって、一律どんどん来てくださいということじゃなくて、ここもきめ細かくて申しわけないんです

けれども、いわゆる滞在型のお客様に来てもらって、グローバルスタンダードのサービスが欲しいという人と、それからとりあえず団体客でどっと来て、触って帰れば良いというところと、ちょっと仕分けをして、町の雰囲気も含めて、ぜひPRをしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

【西村分科会長】 ありがとうございます。観光といっても一色じゃないんですね。ここは観光庁の人、来られているんですか。観光庁は関係ないですか。何かこういう情報は、ぜひそういうところに伝えていただいたほうが良いように思いますね。よろしくお願いします。ほかに何か。よろしいでしょうか。

はい、福原委員、お願いします。

【福原委員】 先ほど、NPOさんとか学生ボランティアを使って、そういった雪の問題、処理をやっていくと話がありました。これは非常に僕はいいい方法だろうと思っています。先ほども一番最初に言ったんですけれども、やっぱりそういったNPOさん、ものすごく熱い心を持っていらっしゃる方がたくさんおられまして、そういった方が、例えば今年、福井でもやるんですけれども、古民家なんですけれども、非常に古いです。やはり屋根雪が非常に問題になっていまして、それで熱エネルギーを使わずに雪を落とすという、そういう新しい技術を屋根の上に取りつけます。そういった形で、少量で多頻度で雪を落とすというふうにします。ドンとたくさん落とすとなると非常に危険性もありますので、例えば10cm、20cmで落とすと。ただし熱エネルギーは使いませんから、非常に安くできるんですね。一冬1万円程度ぐらいで済むんですけど、そういった技術も一般の方に紹介しながら普及を図って行って、逆にじゃあ今から雪を落としますから見に来てくださいねとか、そういったこともできます。だからそういう逆利用も今後考えていくということも重要ななと思います。

【西村分科会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。たくさんご意見が出ました。全体として今後の方向性ということ、豪雪法が改正になった後のフォローアップに関しては、この方向で進めてほしいということに関して特にご異論はなかったと思いますけれども、それ以上に多様な知恵が必要だということがたくさん出ましたので、こういうものをきめ細かく、おそらくは今までの対策を超えて、ぜひとも進めていっていただきたい。そのためには、こういう形で分科会できちんとしたフォローアップをするというのは今後も必要ではないかという感じが私もしております。ぜひとも今日のご意見は、おそらくは地方振興課だけではカバーできな

いので、いろいろな形で対応の施策をとっていただきたいと思います。

この点に関して、何かありますでしょうか。よろしいでしょうか、そういうことで。何かご発言が事務局のほうであれば。

【織田村地方振興課長】 しっかり受けとめて、必要があれば担当の部局に取り次いでいきたいと思っています。

【西村分科会長】 ありがとうございます。

それでは次に移りたいと思います。次の議題は「今後の予定」ということですが、今後の予定につきまして、事務局からご説明お願いしたいと思います。

【織田村地方振興課長】 それではお手元の資料で今後の予定についてですが、資料2については、先ほど資料1でご報告した内容の要約ということですので、そのように見ていただきたいと思っています。資料3でございます。今後の方向性にもありましたように、引き続き、この分科会におきまして、定期的に施策の実施状況のフォローアップをしていく予定としております。委員の皆様には今後とも、多分、年に1回ということになるかなと思います。よろしくお願いいたします。

本日のご意見も踏まえまして、この3年間のフォローアップの報告書について一度取りまとめをいたしまして、衆・参災害対策特別委員会の報告をどのようにするのか、いつ行うのかというようなことを、関係者と調整の上、進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

【西村分科会長】 ありがとうございます。ただいま事務局からご説明ありましたとおり、次回第9回の豪雪地帯対策分科会は、この冬の降雪状況にもよりますけれども、来年の秋を予定しているということですので、よろしくお願いいたします。

議事には「その他」とありますけれども、ほかに何か、委員の先生方、ご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、議事についてはこれで終了したいと思います。最後に、本東国土政策局長より一言ご挨拶をいただきたいと思います。

【本東国土政策局長】 国土政策局長の本東でございます。本日は大変長時間にわたりまして熱心にご議論いただきまして、まことにありがとうございました。委員の皆様方のご尽力に心から感謝申し上げます。

初めに、この法改正後3年の取り組みにつきましてポジティブな評価をしていただきま

したことを、まずは御礼を申し上げたいと思っております。ただ、まだまだやるべきことがあるというのも事実でございます。本日、大変幅広く、かつ具体的に今後やるべきことについてご指摘をいただきましたことを、しっかりと受けとめてまいりたいと思っております。すぐできること、あるいは少し時間かかることがあろうかと思っておりますけれども、決してできない理由を考えるのではなくて、どうやったらできるか、そういう意気込みで、やるべきことは全部やるというつもりで、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。また、当然ながら、関係府省ともしっかりと連携をとりながら、政府として推進していきたいと思っております。

また、ご議論の中で、守りだけではなくて攻めということで、豪雪地帯の特色を生かした地域振興というお話をたくさん頂戴いたしましたことを、大変ありがたく思っております。今年の夏に新しい国土形成計画を策定いたしましたけれども、今回は地域の個性を大事にする対流促進型国土というのを打ち出しております。豪雪地帯の個性を大事にする、そのための条件整備、また、その個性をポジティブに捉えて豪雪地帯の振興を図っていく、それがこの雪対策にもつながっていくと思っております。

今後とも引き続きのご指導をよろしくお願ひしたいと思っております。本日はまことにありがとうございました。

【西村分科会長】 ありがとうございました。

それでは最後に、事務局から連絡事項があれば、よろしくお願ひしたいと思います。

【織田村地方振興課長】 それでは最後になりますが、本日お配りしました資料につきましては、お席にそのまま置いておいていただければ、後ほど事務局から送らせていただきますので、よろしくお願ひします。

また、本日の議事録につきまして、後日、委員の皆様にご確認をお願いした上で公表させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

【西村分科会長】 ありがとうございました。

以上をもちまして、国土審議会第8回豪雪地帯対策分科会を閉会します。ご協力、どうもありがとうございました。

— 了 —